

国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター副センター長に 関する規程

（平成 16 年 2 月 25 日）
規 則 第 7 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター規程第 7 条に基づき、留学生日本語教育センター副センター長（以下「副センター長」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第 2 条 副センター長は、センター長の命を受け、教育・研究・センター運営等の事項についてセンター長の職務を助ける。

（員数）

第 3 条 副センター長は、1 人とする。

（選考の時期）

第 4 条 センター長は、次の各号の一に該当する場合に副センター長候補者の選考を行う。

- (1) 副センター長の任期が満了したとき。
- (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合は、任期満了の少なくとも 1 月前に、第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、すみやかに行う。

（選考の方法）

第 5 条 センター長は、前条の選考を行うときは、留学生日本語教育センター教授会構成員の専任教授のうちから指名し、教授会の承認を得なければならない。

（任期）

第 6 条 副センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長の任期の末日は、当該副センター長を指名するセンター長の任期の末日とする。

2 副センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、副センター長に関し必要な事項は、教授会の議を得てセンター長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。